

兵庫大学・兵庫大学短期大学部受託研究取扱規程

〔平成23年12月21日〕〔平成23年4月1日制定〕
〔大学運営会議決定〕〔兵大程第186号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下「本学」という。）が本学以外の者から委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(受入れの基準)

第2条 受託研究は、学術研究又は教育上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められるものでなければならない。

(申請の手続き)

第3条 受託研究の申込みをしようとする者（以下、「委託者」という。）は、受託研究申請書（様式1）を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第4条 学長は、前条の申請があった場合、これを審査し、受入れの可否を決定する。

2 学長は、前項の結果を委託者に通知する。

(契約の締結)

第5条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに委託者と受託研究契約を締結する。

(研究経費の取扱い)

第6条 委託者は、受託研究の遂行に必要な謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費その他の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合計額（以下「受託研究費」という。）を負担する。

2 前項に規定する間接経費は、直接経費の15パーセントとする。

3 委託者は、第1項に規定する受託研究費を本学が指定した期間内に本学に納付する。

4 納付された受託研究費は原則として、これを委託者に返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由によって受託研究が遂行できない場合には、委託者の求めに応じ、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を委託者に返還することができる。

5 受託研究費により本学が取得した設備等の所有権は、本学に帰属する。

6 納付された受託研究費の執行については、本学の「個人研究費の取扱いについて」を準用する。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第7条 受託研究を担当する教育職員（以下「研究担当者」という。）は、受託研究を中止し又はその期間を延長する必要がある場合は、速やかに学長に報告する。

2 学長は、受託研究の中止又は期間の延長がやむを得ないと判断する場合は、委託者と協議の上、当該受託研究を中止し、又はその期間を延長することができる。

(特許権等の取扱い)

第8条 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権その他これに準ずる権利は、本学に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、委託者からの申し出があった場合、本学が承継した特許権等の一部又は全部を別に定める契約により委託者に譲渡することができる。

(秘密の保持)

第9条 本学及び委託者は、受託研究の実施にあたり、相手方より提供もしくは開示を受け又は知り得た秘密情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。

(受託研究の完了報告)

第10条 研究担当者は、受託研究終了後速やかに、学長を通じて受託研究完了報告書(様式2)により、研究成果を委託者に報告する。

(研究成果の公表)

第11条 研究担当者は当該受託研究の成果について、原則として公表するものとし、公表の時期、方法等については、委託者と協議の上、定める。

(適用除外)

第12条 受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託研究又は委託者に対して適用しないことができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等からの受託研究

(2) その他特別な事情があると学長が認めた受託研究

(事務)

第13条 受託研究に関する事務は、学事課が行う。

(改廃)

第14条 この規程を改廃しようとするときは、研究支援推進委員会に諮り、大学運営会議の議を経なければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。